

令和7年度第2回平塚市行政改革推進委員会議事録

- 開催日時 令和8年3月12日(木) 午前10時00分～午前11時30分
- 場 所 市庁舎本館 6階 619会議室
- 出席委員 諸坂委員長、長尾副委員長、浅沼委員、乾委員、清水委員、久田委員
- 出席者 今井副市长、津田副市长、企画政策部長、デジタル推進担当部長、総務部長、
財政課長、デジタル推進課長、資産経営課長、行政総務課長、職員課長、
産業振興課課長代理、農水産課長、保育課主管、こども家庭課課長代理、みどり公園・水辺
課課長代理、建築住宅課課長代理、学校給食課長
- 事務局 企画政策課(課長、課長代理、主管、主査)
- 傍聴者 0人
- 内 容 1 議題
(1)「平塚市行財政改革計画(2024-2027)」の一部改訂について
(2)「民間活力の活用に係る取組方針(2024-2029)」の一部改訂について
2 報告
(1)令和7年度 債権回収業務の委託状況について

【委員長】

それでは、「議題1(1)「平塚市行財政改革計画(2024-2027)」の一部改訂について」、事務局から説明をお願いします。

【企画政策課課長代理】

～資料1、2に基づき説明～

【委員長】

事務局からの説明に対して、御意見、御質問がありましたら、お願いします。

【乾委員】

資料1の2ページ、手続きのオンライン化45,000件について、オンラインの件数だけでは進展しているかが分かりにくいと思い、オンライン以外での申請、手続きがどの程度あるかという追加資料を今回お願いしましたが、追加の希望としては、手続きの項目が細かいため、例えば、児童手当、介護、転出届のようにまとめていただくと、進行状況が分かりやすいと思います。

また、令和9年度末にあたっては、資料記載の項目以外でもオンライン化を進めるような部分があれば追加できると良いと思います。

今回、庁内向けの手続きを集計してしまったということでしたが、この件数もどのように推移しているかというものも今後把握していった方が良いと思います。

【デジタル推進課長】

表のまとめ方の部分については、事務局とも相談しながらもう少し分かりやすい形で進めていきたいと思えます。

今回の資料は令和5年度から同様の分類で統計を取っているものを提示させていただきましたが、庁内向けの手続きについても一部把握しているものがあるため、今後提示できるかどうかを検討したい。

また、45,000件という目標については、現状の手続きのオンライン化率は84%であり、まだ16%相当の手続きがあり、新たな手続きのオンライン化を進めるなどして目標達成に向けて取り組みたいと思えます。

新しく取り組んだ手続きがあれば、今後提示できるような方向で進めていきたいと思えます。

【長尾委員】

資料1の6ページ、情報システムの標準化の推進について、説明の中では令和9年度まで延びている主な理由はIT人材不足ということでしたが、資料2では当初の想定と異なる新たな課題も出てきたという記載もあり、理解できる部分ではあります。実際に業務の工数は増えていると思えますが、当初計画していた予算への影響はどの程度なのかを教えてください。

また、令和9年度に完了する業務が10業務になっており、作業も煩雑になってくると思えますので、優先順位付けをして効率的に進めていただきたい。

【デジタル推進課長】

新たな課題についてですが、基本的に標準化の進め方は国が提示した標準仕様書に基づいて、各ベンダーがパッケージシステムを作り、市はそのパッケージを適用するという作業になります。

特に市が仕様を定めている訳ではなく、遅れている一番の要因は、ベンダー側のパッケージの作成が遅れていることにより適用作業も遅れていることにあります。

予算への影響について一番大きいものは、一部9業務については先行して令和7年度に標準化を行いますが、残りの11業務については令和8年度もしくは9年度に先送りとなります。

それぞれのシステム間でデータ連携を行う必要がありますが、データ連携を一気にできれば1回のデータ連携で終わるのですが、先に新システムに移行した業務と旧システムで標準化を先送りする業務とのデータ連携を今年度作りしました。

令和9年度に新システムに移行する業務については、先に新システムへ移行した業務とのデータ連携をすることになりますので、このデータ連携を二重で作らなければならないという部分が、コスト増として直接的なもので、約6,600万円増の要因となっています。

2点目の効率的に進めていく点については、今のお話の通り連携を作らなければならないので、令和8年度予定の1業務は特に連携が無いので問題ないのですが、残りの業務、主に9年度の税と障がい福

祉、児童福祉といったものについてはそれぞれ税との連携もありますので、一度に連携システムを含めて作った方が適切であると考え、令和9年度に進めることを考えています。

【浅沼委員】

資料1、2ページの手続きのオンライン化について、別紙の資料では、実際の手続数に対して、オンライン化ができているものとできていないものがはっきりしていると思います。

オンライン化するという事は事務の効率化や利便性向上を目的にしていると思いますが、実際のところ児童手当の受給資格及び認定申請では約5,700件のうちオンライン数が684件、その下の支給認定申請では約5,800件のうちオンライン数が8件、居宅サービス計画作成申請では5,000件のうちオンライン数が無いような状況です。

このように申請は多いがオンライン申請が進んでない手続に対して、どのような原因なのか、今後どのような対策を検討しているのかを教えてください。

【デジタル推進課長】

オンライン化しているが手続きが少ない児童手当や介護申請のフローの発端になる手続きは転入届が多いのですが、転入届自体がまだ国の方から窓口でやらなければいけないというようになっています。

オンラインで転入届の手続きができないので、市役所に住民異動で来て、窓口でそのままの流れで手続きをしているため、手続きはオンライン化したが、そもそも全体のフローの流れがうまく合っていないと考えています。

国は転出関係についてオンライン化するという際に、転入届もオンライン化を検討するということができたが、検討した結果がまだ出ていないので、このあたりがうまくオンライン化できるようなれば、児童手当などもかなり進むのではないかと考えています。

また、介護保険の認定請求などは、基本的に事業者が行うものが多いです。

この認定請求は、国の手続きのフローでは、本人がマイナンバーカードを使って本人確認をする手続きになるため、そうすると事業者は被保険者のマイナンバーカードを預かってということはできないので、結果として、事業者がその流れの中で、窓口で申請しているというところだと思います。

これらのものは、国の方から、利便性を向上するための手続きとして指定されたものなので、オンライン化をしたものの、制度的なものとうまくマッチしていないのではないかと考えています。

【委員長】

資料1の14ページ、人材育成の部分について、目的のところは財産の財になっていて、概要の方は材料の材になっています。

どちらかに合わせたほうが良いのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

【職員課長】

材の部分に関しましては、捉え方で色々な表現があると思います。計画の中にある人財という意味合

いと、人材戦略基本方針として定めているものとの内容を確認し、調整をしたいと思います。

【委員長】

どちらかというと、材料よりも財産の方が良く、そのような形で直していただいた方が良いと思います。

【浅沼委員】

人材育成について、職員研修を行っているということですが、具体的にどのような内容か教えていただきたい。

また、国や県への出向や人事交流のようなものを積極的にされているのか、現在、派遣されているのであれば、派遣先も教えていただきたい。

【職員課長】

国には現在、国土交通省、環境省にそれぞれ派遣をしています。

神奈川県には以前から2名を派遣しており、合わせて県の方からも2名の受け入れをしています。

それ以外に、民間企業では3年ほど前から株式会社電通への派遣をしています。

派遣の効果は、非常に高いと思っていますので、新たな戦略方針の中でも定め、継続して進めているところです。

【浅沼委員】

この後に債権回収の話もあると思いますが、税務署や国税局などに出向されて、債権回収のノウハウを得るような研修等をした方が良いのではないのでしょうか。

現状、弁護士事務所に委託して債権回収を行われているような状況でもあり、そもそも職員の方がやるべき仕事だと思いますので、ノウハウを得て、職員の方でやっていく方が良いと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

【職員課長】

先ほど神奈川県の方にも2名派遣をとという話をさせていただきましたが、以前には、いわゆる県税事務所の職員の方をこちらで受け入れていたという事例もあります。また、任期付の職員になりますが、実際に県税や国税のOBの方を任用して、そのノウハウを活用させていただくという事例があります。

引き続き、必要に応じてそのような派遣も検討、実施していきたいと思っています。

【長尾委員】

寄附金の拡充について、今年度の見直しで目標として令和8年度に3億円、令和10年度までに5億円という定量的な目標に向かって取り組んでいくとなっています。

また、クラウドファンディングですが、いかに多くの人目に触れて、その取り組みに賛同いただけ

るかというところがポイントになるかと思えます。

今までクラウドファンディングに対して、市の方でこういった周知の方法を取っており、今後、新たな仕組みとしてやっていくようなことがあれば、教えていただきたい。

【産業振興課課長代理】

クラウドファンディングについて、平塚市は通常の返礼品を送りつつ、そのテーマに沿った返礼品も用意をして、寄附に対するお返しをしています。

クラウドファンディングで多くの寄附金を集めるという部分については、全国的に見ると通常の返礼品を送る業務自体の規模の大きさが、クラウドファンディングでお金を集めるというところのポイントになっている状況にあります。そのため、通常の返礼品そのものの規模を大きくするという、3億円の目標を設定しました。

まずはその部分を大きくするため、重要な鍵を握る中間事業者を変更させていただきましたので、まずは通常の返礼品そのものの規模を大きくしていくというところに注力していきたいと考えています。

【財政課長】

これまでのクラウドファンディングの取り組みの中で、PRとしてはホームページなどを使うことがメインとなりますが、成功した事例では、博物館で望遠鏡を購入することでクラウドファンディングをしたところ、大変好評をいただき、目標金額以上いただくような事例となりました。

その際は、関係する興味のあるような方々に対して博物館の方からPRをするなど、積極的にこちらから能動的に事業に共感いただけるような方にアピールをする取り組みを進めました。

【清水委員】

資料1、16ページのワーク・ライフ・バランスの推進について、現在、産業の各分野で人手不足となっており、行政に関しても例外ではないと思っています。

人手不足というのはそのまま行政サービスに影響しますので、このような職員も働きやすい環境を作っていくことは非常に大切なことだと思います。

その1つとしてこのワーク・ライフ・バランスの推進というのは大変意義があることだと思いますが、指標の目標67%というのは、同様なデータが他の行政などにあるのでしょうか。もしあれば、比較検討のために教えていただきたい。

また、その他に働きやすい環境という意味では、どのような目標を考えているのか、もしあれば教えていただきたい。

【職員課長】

指標の67%ですが、令和6年度に実際に職員にアンケートをとっており、いわゆる時差出勤や育児休業等のワーク・ライフ・バランスに関する制度に関する満足度ということで、直接質問をさせていただいた結果となっており、令和6年度で67%ということになっています。

実際の取り組みとしては非常に多岐に渡りますが、ちょうど勤務間インターバルというものを記載しています。これは令和7年度から1年間にかけて、公営事業部、いわゆる競輪場で実際にインターバル、業務から業務までの間を11時間として実施しています。

結果としましては、まだ年度すべて終わっていませんが、職員1人当たりの時間外の縮減や有給休暇の消化という定量的な数字の面で効果がありました。

このようなインターバルの取り組み以外にも、有給の制度の積極的な活用などをしっかり周知をすることや制度としてきっちり取り入れていくことによって、働きやすい環境を作っていきたいと思っています。

なお、指標の項目自体は全国統一のものではなく、あくまでも職員に対するアンケートによるものとなっています。

【委員長】

67%という部分について、市としての評価は高いと評価していますでしょうか。まだまだ改善の余地があると評価していますでしょうか。この67%という数字をどのように評価していますでしょうか。

【職員課長】

67%という数字を今回設定するにあたって、令和6年度のアンケートの結果となりますが、実際には完全に満足しているというものと、概ね満足している、この2つを満足というように取っていますが、概ね満足しているという方の方が実際には多いため、この67%という数字は比較的それなりの数字という評価はしていますが、概ね満足ではなく、満足に多く持っていきたいという意味では、まだ十分なものではないというように捉えています。

【委員長】

令和6年度にアンケート実施をしています、次はいつ実施するのでしょうか。

【職員課長】

令和7年度も調査をしており、現在、まとめているところです。

【委員長】

毎年調査するのでしょうか。

【職員課長】

毎年調査するよう考えています。

【浅沼委員】

ワーク・ライフ・バランスについて、時差出勤と育児休業等とありますが、他に何かありますでしょうか。

うか。市は在宅勤務を実施しているのでしょうか。

【職員課長】

在宅勤務の制度はあります。

時差出勤や育児休業等と記載していますが、国の考え方に準じていますので、いわゆる働き方に関する休暇制度等については、かなり多様な制度があります。それらを含めて、職員がワーク・ライフ・バランスに満足しているかというような数字の取り方ですので、制度としてこの場では個別具体的にお伝えはできませんが、ワーク・ライフ・バランスの制度の表現として、等というふうにしております。

【委員長】

続きまして、「(2)「民間活力の活用に係る取組方針(2024-2029)」の一部改訂について」、事務局から説明をお願いします。

【企画政策課課長代理】

～資料3に基づき説明～

【委員長】

事務局からの説明に対して、御意見、御質問がありましたら、お願いします。

【乾委員】

水産物地方卸売市場整備について、当初予定されていた業者の整備が困難と判断され、新たに業者がこれから選定されるものだと思いますが、この水産物地方卸売市場を民営化していくことが適切なのかという点はどのように考えていますでしょうか。

【農水産課長】

民営化していくことの適正化、適切なのかということですが、民営化を決定した部分を少し御説明させていただきます。

こちらの市場は昭和31年に発足、現在の建物が昭和50年に完成して現在に至っています。施設の著しい老朽化、旧式化、そのようなことがまず1点あります。また、消費者のニーズ動向が昭和50年当時とは大分変わってきています。

このようなことから、今後の方向性というものを検討する必要性がありました。

令和2年に卸売市場法が改正され、それまでは卸売市場でやってはいけないというような規制が多くうたわれていたものですが、市場運営の自由度を高める、そのような改正が打ち出されました。

これらを踏まえ、令和3年度に市場のあり方調査を行い、民設民営をしていくことが望ましいという結論が出されています。

民営化することにより、これまで市の条例や規則で多くの規制がありましたが、そのような規制がな

くなり、事業者は市場機能の多様化、多角経営など様々な手法を用いて、経営努力ができるようになります。

さらに、飲食業や観光事業に対しても取り組むことが可能となり、事業者にとってもメリットは大きいものと考えております。

また市の方としても、これまで多額の管理経費を支出していましたが、この部分が削減される、あるいは観光事業による税収の増、土地の使用料収入の増などの部分でメリットがあると考えています。

【委員長】

まだ事業者は決まってないということでしょうか。

【農水産課長】

来年度、どのような形で進めるのが良いかというサウンディング調査を進め、令和9年度、令和10年度にプロポーザルという形で事業者を決めていくことになると思います。

選択された内容が、例えば市場の整備に3年や5年をかけていくというものが選択されれば、新たな市場の開設はその時期になる可能性もありますし、簡素なもので市場だけというものが選択されれば、1年程度で新たな市場が整備される可能性もあるというように考えています。

【委員長】

続きまして、「2（1）令和7年度債権回収業務の委託状況について」、事務局から説明をお願いします。

【企画政策課課長代理】

～資料4に基づき説明～

【委員長】

事務局からの説明に対して、御意見、御質問がありましたら、お願いします。

【浅沼委員】

債権回収業務の委託先の法律事務所について、この法律事務所への委託や委託料の17.8%について、理由や経緯があれば教えていただきたい。

また、他の自治体においても、このように債権回収の外部委託をしている市町村等があるのか教えていただきたい。

【企画政策課課長代理】

業者を決定した経緯ですが、指名型のプロポーザルを行って決定したものとなります。

こちらの方に登録されている弁護士法人が2者あり、2者でプロポーザルを行って決めたものとなり

ます。プロポーザルの際、他市の受託実績や成功報酬率などの審査項目を踏まえて、今回の業者に決定しました。

特に決め手の部分につきましては、成功報酬率の低さと持っているシステムの部分、ほぼリアルタイムに状況を把握できるシステムを1アカウント提供すること、一定の金額以上の案件は居住先調査や相続人調査も実施することなどを踏まえて決定したのになります。

また、17.8%の部分につきましては、先ほどの通り審査項目の中に設定がありましたので、それがもう1者よりも良かったといったようなところになります。

他市の自治体の状況ですが、今回委託を決定した弁護士法人については、32自治体ほどの実績があり、もう1者は50自治体近い実績があるというところで、委託事業の事例としては全国的にそれなりにあると認識しています。

【浅沼委員】

委託料の17.8%については、当初28%程度の回収見込を前提に17.8%で委託料を設定したと思いますが、結果的に回収率は、10%程度となっています。

委託料を成果報酬型として、10%まで回収できた場合は何%、20%なら何%、のようにどんどん上げていくような委託料の設定は難しいのでしょうか。

【企画政策課課長代理】

弁護士法人と相談次第とはなりますが、今回の17.8%は、他市では大体今20数%が多い中で非常に低いため、出来ればこのままいければ良いというところもありますが、先ほど言われた方法は、弁護士法人とも相談していきながら考えていきたいと思います。

【委員長】

17.8%は低いと思います。いわゆる過払い金などは大体22~25%程度取っています。

この件について、裁判というところまではいかないのでしょうか。

例えば、大体60万円以下の裁判の場合は、1日で簡易裁判所の判決は出ます。

そのため、連絡がつかないとしても、訴えますよというように言って、訴えたら被告側が出てこないケースが多く、その場合は欠席裁判となりこちら側の請求額100%が判決で出てきます。

60万円以下の少額訴訟といいますが、その辺りは弁護士法人との契約はどうなっているのでしょうか。

【企画政策課課長代理】

その場合は別途相談ということで、契約上は相談できる形になっています。

今のところ、市の対応としては委託をお願いしている案件であっても、一旦停止させて、案件を引き取って、市の方で簡易裁判所の方に支払督促というような形を取る、そのような形でまずは考えています。

それでもうまくいかないケースが多ければ、今後対応を考えていきたいと思います。

【委員長】

債権回収については、きっちり債権回収をするということはマスコミにも出して欲しいと思います。

マスコミに発信することによって、きちんと払わないと駄目だという、市民のボトムアップにも繋がっていくと思います。是非内部で催告・通告だけではなく、悪質なケースに対しては裁判で判決をもらって回収して、それをマスコミに出す。このマスコミに出すというところが、すごく波及効果としてあると思います。

私も世界遺産の条例違反の人物を刑事告発までした案件が1つありますが、その時にも県警の刑事告発の状況を確認にマスコミに出して欲しいというようにしました。そうすると、市民の皆さんが行政はちゃんとやっているということを知ってくれて、それでまた応援が来ることがあります。マスコミに出すというところは重要なポイントだと思います。

【浅沼委員】

児童手当、児童扶養手当の返還金について、返還金が発生する理由はどのようなものでしょうか。

【こども家庭課課長代理】

児童手当の発生要因としては、住民票を置いたまま実態を持つ住所に移っており、後から遡って転出届をするケース、所得税の修正申告などによって所得が上がり、遡って所得制限を超えてしまうようなケースがあります。

また、DVの被害者の方の受給の申請も遡ることができるので、もとの配偶者の方に返還していただくようなケースがあります。

児童扶養手当では、障害年金が受給決定され、これも遡って例えば3年前という形で決定するとそこまでの分の児童扶養手当に返還の義務が出てきます。

その他には、遡って事実婚が判明したケース、お子さんの監護が配偶者の方に移っていたケース、受給者の拘禁、所得更正のケースなどによって、返還金が発生しています。

【乾委員】

7ページの参考資料で、収入未済額は時効などの不納欠損額を含まないという記載がありますが、この不納欠損額が、実際どの程度あって、時効以外の事由があれば教えていただきたい。

【企画政策課課長代理】

不納欠損額ですが、保育の給食費は過去3年間無し、児童手当は1万5,000円から24万円、児童扶養手当は過去3年間では約90万円、小児医療費は3,000円、ひとり親家庭は2万円から15万円程度となっています。

霊園墓地、住宅使用料、学校給食はありません。

【乾委員】

滞納者に対して、例えば住宅や駐車場を利用されている方は、翌年度も利用できるものでしょうか。

【建築住宅課課長代理】

住宅使用料と駐車場使用料が対象となっていますが、ここ最近納付の方はほぼ確実に進んでいる状態のため、強制退去というものはありませんが、今年度1件悪質な滞納者に対しては明け渡し訴訟を提起する予定です。

どうしてもお支払いができないような困窮されている方については、ある程度納付相談というのを受けていますが、悪質な滞納者に対しては毅然とした対応をしているというのが現状です。

【企画政策課長】

保育の給食、学校給食、墓地などは事業の性質上、滞納案件に対してもサービスを行う場合があります。一方、手当というお支払いするような性質のものについては、支給停止やしっかり返していただくなどの対応をしていくというような形になろうかと思えます。

ケースバイケースということもありますが、全体を通してはそのような考え方になると思えます。

【委員長】

どうしても住宅、児童、教育などは法律の方で変動契約といいますが、中々行政の方で民間と同じような契約解除権が発生できません。

福祉や子供たちの教育などは、料金と福祉どっちを取るとなったときには、人の命や生活の方を取るのが法の基本的な考え方なので、水道法や公営住宅法でも色々な縛りはあると思えますが、返してもらわないといけないケースは、毅然と対応していることが確認できたと思えます。

【久田委員】

資料2のオンライン化について、現状でもオンライン化率が84%あり、令和9年度で45,000件を達成した場合はどれぐらいまで伸びるのか、これは興味がありました。

そもそも、非常に手続きのオンライン化が進展しているのは分かりましたが、これを住民の方は御存じなのかどうかというところに疑問があります。

先ほどホームページを拝見しましたが、平塚市でどういう手続きに関しては、オンラインができるのか、どれができないのかというようなことが把握しにくい状況になっていると思えます。

分からないから、とりあえず市役所に行ってみようという方も中には居るのではないかと考えており、それならば、いかにこういう手続きはオンラインでできるということを市民の皆さんに周知することが重要だと思います。

一番早い方法として、一般的にはまずホームページを確認するので、ホームページの中にオンライン申請一覧のようなものを作って、これはオンラインでできますというものがあれば分かりやすく、市民も助かると思えます。

そういうものがあれば便利だと常々思っていましたので、ここで申し上げさせていただきました。

【デジタル推進課長】

市のホームページの中に、全てではないですが、主要な手続きについては一覧を掲示しています。

主要な住民異動や児童手当などの手続きについては、手続きナビゲーションシステムというものを導入しており、引っ越したい、子供が産まれた、というようなことをナビゲーションで質問事項に答えていくと、色々な手続きを案内して、オンラインでできるものはオンラインの手続きを案内するというシステムになっています。

また、市の公式 LINE のメニューの中には、手続きのオンラインというホームページに掲載している一覧へのリンクなど、様々な周知はしていますが、まだ広まっていないということかと思えます。

引き続き取り組みを進めて、1人でも多くの方がオンラインで手続きができるよう、進めていきたいと思えます。

【委員長】

本日の議題はすべて終了しましたので、事務局の方に進行をお返しいたします。

～ 閉会 ～